

第4章 区の施策への反映に関する提案

本章では、六町エコプチテラス事業を継承した新たな事業について、区としてどのように展開していくべきかを検討します。

4-1 施策化における留意事項

社会的課題への対応と区全域への展開を前提に、施策化にあたって留意すべき事項を以下のとおり列記します。

<留意すべき事項>

i 公共性と公開性が必要であること。

本事業は、区民が自主的に公共施設の管理運営と公共性の高い事業活動を行うものです。限られたメンバーだけの場とは異なりますので、管理運営や事業実施においては、常に公共性・公開性が求められる必要があります。

また、区民団体との管理運営協定や業務報告、定期的な報告・意見交換会・相互評価を行う必要があるとともに、これらの運営状況は広く情報公開される必要があります。

ii 区内のどこでも実現可能であることが望ましい。

区内全域を事業対象とする必要があります。

また、事業対象地の種別や面積を限定せず、本事業を行いたいと考える区民が身近な場所でできるように、柔軟な用地の提供が求められます。

一方、民有地を提供する必要性が生じた場合には、固定資産税の減免等を行い、協力を得やすくするとともに、区の財政負担を低減する必要があります。

iii 誰でも実施しやすい事業とすること。

出来るだけ多くの方々に行っていただくことが事業の活性化につながると思われますので、参加団体は区民で構成されていること以外は制限しないことが望まれます（「あだちのまちを良くする」ことに賛同される方であれば、区民以外でも参画できるようにすることも検討すべきです。）。

iv 区民の自発性を重視すること

区民の自発性を阻害しないよう、区民が話し合い実行しようとしたことは、事業の趣旨と整合しない場合を除き、最大限尊重することが必要です。

また、団体内の風通しを良くするために必要な取り組み（定期的な話し合いの実施・全ての情報公開・活動に関する合意形成の尊重）といった規範を推奨することも、区民の意識を高めるために必要となります。

v 用地管理者・用地所有者の負担低減に寄与する事業とすること。

本事業は、区有地と民有地のさらなる活用という目的を備えています。

しかし、それぞれの事業用地や所有地には本来の目的があることから、それらの目的を成立させつつ、本事業を運営する仕組みが必要となります。

また、本事業の実施により、用地管理担当の日常事務に過大な支障を来たさないように配慮するとともに、民有地においては、所有者の負担や不安の解決に直結する必要があります。

例えば公園で本事業を行おうとする場合には、公園の日常管理を行うことは当然であるとともに、公園内で行う事業に関しては利用実態をふまえたものとする必要があります。

また、民有地では、既に述べたとおり農地の活用が望ましいと考えられますが、農地所有者の負担や不安を低減する必要があります（区民が農地に入り込むことで生じるトラブルの解決・用地提供による税制の優遇もしくは現在受けている優遇の持続・維持管理面の不安の解消等）。

農地以外の民有地では、土壌条件や立地状況等により適さないものもあると思われませんが、そのような用地でも区民が自発的な活動を望む場合には、土壌の提供や関連企業の紹介等、出来る限り支援をする必要があります。

vi 施設づくりや管理運営は区民主体で進めること。

区民の自立を前提とした事業ですので、地域資源（人・技術・再利用可能品）を最大限活用し、施設づくりや管理運営は区民が行うものとします。

事業担当所管は、活動を推進するために必要な支援（人材育成・初期整備

費支援・コーディネーター派遣・プログラム作成支援等）は行いますが、活動そのものへの過度な関与や直接の支出は行わないことが望まれます。

反面、区民団体が活動資金を捻出するための活動は、公共公益に反しない範囲で保障する必要があります（企業の経常的な販売活動は含まず）。

vii 人材発掘と人材育成を行うこと

本事業のための人材発掘・人材育成は、基本的にはOJTによるものが望まれます（本事業を始めようとする人々が先進事例の活動に参加し、ノウハウを吸収した後で、自分の地域で活動を展開すること）。

一方、人材発掘・人材育成のための啓発活動（先進事例の視察・講演会・団体間交流会・研修会）を開催することも必要です。

また、区民への情報発信や個別相談も必要となります。

viii 企業参画・企業支援を促すこと

区内外の企業に対して、活動支援を依頼することが望まれます。

また、資金面・資器材の提供・技術の提供等が可能な企業と本事業を行う区民団体（予定している者を含む）との仲介を行います。

一方、企業の参画・支援を促す仕組みが必要であり、例えば本事業に参画・支援する企業については、区や公社のホームページで「協力企業」として企業名を掲載することなどが必要となります。

ix 情報の提供

本事業を活発化するために、本事業に関連する情報や、個々の事業の取り組み状況などを随時収集し、区民・企業・活動団体等に幅広く提供することが必要となります。

x 事業評価

本事業は区民との協働による公共公益事業となりますので、個々の事業のみならず、本事業が施策として発展するためには、適切な事業評価が必要となります。

評価指標に関しては、常に見直していく必要がありますが、事業主体とな

る区民団体と区が定期的に評価することにより、現在行っている取り組みの良い面や改善すべきところを確認でき、さらなる事業展開につながります。

また、関与した人々のレベルアップにつながるとともに、評価結果の公表を行えうことにより、区民からも事業評価を受けることができます。

4-2 (仮称) あだちコミュニティガーデン推進事業の提案

以上の「留意すべき点」をふまえ、以下のような新規事業を提案します。

今後、区・関係所管と公社により、この提案を基に検討を進め、六町エコプロテラス事業を継承した事業を施策化します。

(仮称) あだちコミュニティガーデン推進事業

1. 事業の目的

区民が自主的に取り組む「公共施設の管理運営」と「公共性の高い区民主体の社会活動の実現」を推進・支援することにより、区を取り巻く社会的な課題の解決と自立した市民社会の実現を目的とします。

※社会的な課題…循環型社会の促進、コミュニティの再生、パートナーシップ型社会の形成、自立した市民社会の実現、安全・安心なまちの実現といった課題

2. 所管担当・関係所管の整理

本事業を円滑且つ適切に推進するとともに、事業の活性化を迅速に図るため、担当所管は一元化するものとします。

また、本事業所管担当は、本事業用の用地を提供する関係所管と密に連絡調整と報告を行うものとします。

3. 公共性の高い事業の定義

目的に掲げる公共性の高い事業とは、事業に係る公共施設等の管理運営と次に掲げる活動を行うものとします。

- (1) 循環型社会の促進に寄与する活動
- (2) コミュニティの再生に寄与する活動
- (3) パートナーシップ型社会の形成に寄与する活動
- (4) 自立した市民社会の実現に寄与する活動
- (5) 安全・安心なまちづくりに寄与する活動

4. 本事業の対象用地

本事業の事業対象用地は、区内の土地のうち、次のいずれかに該当するものとし、事業の多様性を確保するために、面積規定（下限～上限）は設けないものとします。

- (1) 区の公共施設用地（原則として公園・緑地・区民農園等のオープンスペース若しくは公共施設に付属する空地）または国・都・区等の所有地
- (2) 農地または近年まで農地であった遊休地（必要に応じて、個人又は法人所有地のうち、現状が低未利用地である土地も対象とできる。）。)

5. 事業期間

本事業の事業期間は、原則として5年間とします。ただし、一定の評価を満たす場合には再度5年間延長できることとし、以後も同様に5年ごとに延長できるものとします。

6. 事業者となる区民団体の要件

本事業を行う区民団体の要件は、自ら本事業に取り組む意思を有する者であること、代表者は地域住民であること、参加者は団体の過半が区民であることを条件とします。

また、当該団体には、公共施設の管理運営と公共性の高い社会活動を自主的

に行うことと、団体への自由な参加が可能となっていること、その他本事業の趣旨に沿った内容の規約を定めることが求められます。

7. 所管担当の役割

区は、以下の活動を行う役割を担うものとします。

- (1) 事業用地の確保に係る活動
- (2) 区民団体の募集・選考・協定に係る活動
- (3) 区民団体の指導・地元関係者・施設利用者・近隣住民の調整に係る活動
- (4) 活動支援に係る活動（初期整備・コーディネーター派遣等）
- (5) 活動啓発に係る活動（情報発信・団体交流・見学会の実施）
- (6) 事業促進に係る活動（先進的な情報の収集、区民団体への意見聴取の実施、関係所管への連絡、支援企業の募集・斡旋・支援企業PRの実施）
- (7) 以上の活動に伴う事務処理活動

8. 関係所管の役割

本事業用地に関係する所管担当は、以下の役割を担うものとします。

- (1) 事業用地の提供に関する協力
- (2) 事業用地での区民の自主活動に対する柔軟な協力

9. 区民団体の役割

本事業を行う区民団体は、以下の事業を行う役割を担うものとします。

- (1) 事業地の公開性のある管理運営に係る活動
- (2) 公共性の高い自主的活動実施に係る活動
- (3) 地元関係者・近隣との良好な関係づくりに係る活動
- (4) 事業参加者の募集に係る活動
- (5) 他団体との積極的な交流に係る活動
- (6) 区への定期報告・事業評価に係る活動

10. 企業の役割

企業は、本事業を行う区民団体に対して、可能な範囲で、人、物・道具、技術、金銭・情報等の提供を通じた支援を行うことができ、この支援を通じてCSR（企業の社会的責任）を果たすことができます。